

# スプリンクラー設置

平成18年1月、長崎県大村市の認知症高齢者グループホームで深夜、火災が発生し入所者7名が亡くなられるという惨事があり、これを受け消防法施行令が一部改正されました。平成21年4月1日施行で穂波学園に該当する法令としては、スプリンクラー設備の設置で、今まで延べ面積1000㎡以上の施設が対象だったのが、275㎡以上になり8寮の内7寮が対象になりました。飯塚消防署の立ち入り検査では、設置免除の指導を受けましたが、利用者様の安心・安全の確保と理事長の防火・防災に対する強い意識で対象外の寮も含め8寮全てにスプリンクラーを設置する事が出来ました。今後も、利用者様が安心して生活が送れるよう防火・防災意識を向上し、より良いケアを行うよう努めていきます。



# AED設置

「AED」という装置をご存知でしょうか？近年、大型デパートや公共施設等大勢の人が利用する施設にて設置が普及されてきた為、ご存知の方も多いかと思えます。「AED」とは自動体外式除細動器の略称で、誰でも簡単に使う事の出来る医療機器です。利用者様の万が一に備え、穂波学園にも設置されました。全職員が「AED」の正しい使用方法を習い、利用者様が安心して安全に生活出来る施設を目指し頑張っていきます。

